令和５年第３回
小坂町農業委員会会議録

令和５年３月６日（月）１４時００分役場会議室において招集した。

１．出席委員（９人）は次のとおりである。

２番　大　内　正　富　　３番　宮　舘　文　男
４番　阿　部　龍　平　　５番　亀　田　静　子　　６番　中　村　　仁
７番　中　村　修太郎　　８番　奈　良　延　浩　　９番　木　村　　功

２．欠席委員は次のとおりである。

１番　小　舘　康　弘　　10番　小　舘　正　光

３．本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　　木　村　則　彦
事務局長補佐　相　馬　一　之

４．本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐　相　馬　一　之

５．議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

７番　中　村　修太郎　　８番　奈　良　延　浩

６．会議に付した案件は次のとおりである。

第１　報告　第　４号　令和４年度北海道・東北ブロック女性農業委員･農地利用最適化推進委員研修会について
第２　議案　第　１号　農地法第３条の規定による許可について
第３　決定　第　２号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（更新）
第３　決定　第　３号　小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

議　　長（亀田）　定刻になりましたので、これから令和５年第３回の総会を始めたいと思います。
出席状況について、報告をお願いいたします。
（１４：００）

事 務 局　８名出席です。１番委員からは欠席の連絡が入っております。１０番委員は、病欠になります。

議　　長　只今の出席者は８名出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
本日の会議録署名委員を指名いたします。７番中村修太郎委員、８番奈良延浩委員の両名を指名いたします。
（１４：０１）

議　　長　それでは議事に入ります。日程第１、報告第４号について、事務局より説明を求めます。

事 務 局　日程第１報告第４号を説明いたします。
２ページをお開き下さい。令和５年１月２６日（木）１３時から青森市民ホールで開催された標記の研修会へ出席しました。

事 務 局　小坂町農業委員会からは、亀田委員、佐々木推進委員、事務局相馬が出席しました。大雪の影響により、参加者は予定人数よりかなり少なかったように思います。
３ページに詳細が記載されております。
「農地利用の最適化」、「女性が活躍する農業委員会」、「農業者年金制度」についての講話による研修会でした。

事 務 局　以上で日程第１報告第４号の報告を終了します。
議　　長　報告第４号について質問意見等ありますか。
８番委員　農業委員が何％加入しているのか、詳細なデータはあるでしょうか。
事 務 局　それぞれの農業委員会毎の詳細データはありません。
８番委員　農業委員が農業者年金へ加入勧誘する際に、自分が加入していないのに人に勧めるのは気が引けるのでどうかと思いました。
議　　長　女性農業委員の間でも同じような話が出ています。
今回の五條先生の講話では、子育て世代は何かと大変であり、仕事を一日拘束するのは難しいため、雇用する側が余裕のある作業量や、一日拘束しない作柄の導入（例えばキクラゲが向いている）をすることも大切である言う話がありました。
議　　長　他に質問等ありませんか。
議　　長　ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第１報告第４号を終了します。
（１４：１５）
議　　長　次に日程第２議案１号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第２議案第１号を説明いたします。
議案第１号は、農地法３条、所有権の移転について、交換、贈与、売買と３件ございますので、順番に説明いたします。まず、４ページをお開き下さい。小坂町とＡ氏との無償の土地交換です。昭和６０年代に岱農道を拡幅した時の土地交換について、所有権移転登記が行われていなかったため、これから登記手続を行うものです。　１０ページの地図で、位置関係について説明を実施しました。
次に、１２ページをお開き下さい。Ｂ氏からＣ氏への遺言による遺贈です。Ｃ氏は、所有者の弟の子供になります。１８ページの地図で、位置関係について説明を実施しました。
最後に、２４ページをお開き下さい。Ｄ氏からＥ氏への売買による所有権移転です。３２ページの地図で位置関係について説明を実施しました。
以上で日程第２議案第１号の報告を終了します。
議　　長　議案第１号について質問意見等ありますか。
７番委員　３条（交換）は、町でわかったから今回の議案にかけたのですか。
事 務 局　土地所有者が登記になっていないことに気づいたもので、これから登記するための３条申請となります。本来は、当時登記していなければならないはずなのですが、当時の職員も退職しているため、真相は不明です。役場が責任を持って登記します。
議　　長　他に質問等ありませんか。
議　　長　ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第２議案第１号を終了します。
（１４：２０）
議　　長　次に日程第３決定２号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　それでは、日程第３決定２号について、説明します。
３６ページをお開き下さい。令和５年４月１日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、平成３０年３月５日に策定した「農地利用の最適化の推進に関する指針」を更新するものです。資料等については事前に配布しご説明させていただきましたので、詳細については省略させていただきます。以上で日程第３決定第２号の報告を終了します。
議　　長　決定第２号について質問意見等ありますか。
７番委員　３９ページの「遊休農地の割合」と言う文言が悪い。遊休農地ではないのでは。
事 務 局　集積されていない農地の割合と捉えます。確かに遊休農地ではありませんが、全国的な様式であり、当委員会だけ文言を変更する部分でありません。ただし、県や国へ話す機会があれば、必ず申し伝えます。

議　　長　他に質問等ありませんか。
議　　長　ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第３決定第２号を終了します。
（１４：３１）
議　　長　最後に日程第３決定３号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　それでは、日程第３決定３号について、説明します。
今回は案件が、３件あります。
１番は、設定する者がＦ、受ける者がＧ、荒谷字１筆で、新規で５年間です。
新規扱いですが、元々亡くなったお父さんが耕作していた農地になります。
２番は、設定する者がＨ、受ける者がＧ、荒谷字３筆で、更新で５年間です。
３番は、設定する者がＩ、受ける者がＪ、小坂字４筆で、更新で５年間です。
４８・５０・５２ページの地図で位置関係について説明を実施しました。
以上で日程第３決定第３号の報告を終了します。
（１４：３９）
議　　長　決定第３号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第３決定第３号を終了します。
（１４：４０）
議　　長　総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第３回総会を終了します。
（１４：４１）